

改正案

現行

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)

(シンガポールの特定の貨物に係る関税の緊急措置)

(シンガポールの特定の貨物に係る関税の緊急措置)

第七条の八 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(以下この条において「シンガポール協定」という。)に基づく関税の譲許(以下この条において単に「譲許」という。)による特定の種類の貨物(シンガポール協定第十四条1の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。)の輸入の増加の事実(第八項において「シンガポール特定貨物の輸入増加の事実」という。)があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実(第八項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。)がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、シンガポール協定第十八条1の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間(一年以内に限る。)を指定し、次の措置をとることができる。

第七条の八 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(以下この条において「シンガポール協定」という。)に基づく関税の譲許(以下この条において単に「譲許」という。)による特定の種類の貨物(シンガポール協定第十四条1の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。)の輸入の増加の事実(第八項において「シンガポール特定貨物の輸入増加の事実」という。)があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実(第八項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。)がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、シンガポール協定第十八条1の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間(一年以内に限る。)を指定し、次の措置をとることができる。

一 (省略)

一同上

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率の範囲内において関税率を引き上げること。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率の範囲内において関税率を引き上げること。

イ 関税率法別表に定める税率(第二条の税率の適用があるときは、その適用される税率)及び協定税率のうちいずれか低いもの(以下「実行税率」という。)

イ 関税率法別表に定める税率(第二条の税率の適用があるときは、その適用される税率)及び協定税率のうちいずれか低いもの(以下この項及び第六項、次条第一項第二号イ及びロ、第六項並びに第十項第二号イ及びロ並びに

第七条の十第一項第二号イ及びロ、第七項並びに第十一項第二号イ及びロに

ロ (省略)
2～12 (省略)

(マレーシアの特定の貨物に係る関税の緊急措置)

第七条の十 (省略)

2～6 (省略)

7 マレーシアにおいてマレーシア協定第二十三条1の規定による措置(以下この項及び次項において「マレーシアの緊急措置」という。)がとられた場合には、マレーシア協定第二十三条5(b)及び(c)の規定に基づき、政令で定めるところにより、譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。ただし、マレーシアの緊急措置がマレーシア協定第二十三条1の規定によりマレーシアにおける特定の貨物の輸入数量の増加の事実に基づきとられたものであつて、かつ、マレーシアの緊急措置がとられた日から十八月を経過していない場合は、この限りでない。

8～16 (省略)

(フィリピンの特定の貨物に係る関税の緊急措置)

第七条の十一 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定(以下「フィリピン協定」という。)に基づく関税の譲許(以下この条において単に「譲許」という。)による特定の種類の貨物(フィリピン協定第十八条1の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。)の輸入の増加(本邦の国内総生産量に対する比率の増加を含む。)の事実(第九項及び第十一項において「フィリピン特定貨物の輸入増加の事実」という。)があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競争する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実(第九項

ロ 同上
2～12 同上

(マレーシアの特定の貨物に係る関税の緊急措置)

第七条の十 同上

2～6 同上

7 マレーシアにおいてマレーシア協定第二十三条1の規定による措置(この項及び次項において「マレーシアの緊急措置」という。)がとられた場合には、マレーシア協定第二十三条5(b)及び(c)の規定に基づき、政令で定めるところにより、譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。ただし、マレーシアの緊急措置がマレーシア協定第二十三条1の規定によりマレーシアにおける特定の貨物の輸入数量の増加の事実に基づきとられたものであつて、かつ、マレーシアの緊急措置がとられた日から十八月を経過していない場合は、この限りでない。

8～16 同上

において「実行税率」という。)

及び第十一項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。）がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、フィリピン協定第二十二條1の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間（第十一項の規定により指定された期間と通算して三年以内に限る。）を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物についてフィリピン協定附属書一の日本国の表に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率（フィリピン協定の効力発生の日から起算して六年を経過する日の属する年度の末日までは、イに掲げる税率）の範囲内において関税率を引き上げること。

イ 実行税率

ロ フィリピン協定の効力発生の日の前日における実行税率

2 前項の規定による措置をとる場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、フィリピン協定第二十二條5(e)の規定に基づき、当該措置につき第十一項の規定により指定された期間と通算して三年を超え四年以内の期間を指定することができる。

3 第一項の規定による措置をとる場合において、前二項の規定により指定しようとする期間が第十一項の規定により指定された期間と通算して一年を超えるものであるときは、フィリピン協定第二十二條5(e)の規定に基づき、当該措置は、当該指定しようとする期間内において一定の期間ごとに段階的に緩和されたものでなければならぬ。

4 第一項の規定による措置がとられている場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、フィリピン協定第二十二條5(e)の規定に基づき、政

令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を第十一項の規定により指定された期間と通算して四年以内に限り延長することができる。

5 政府は、前項の規定に基づき、第一項の規定により指定された期間を第十一項の規定により指定された期間と通算して一年を超えて延長する場合には、フィリピン協定第二十二條5(e)の規定に基づき、当該措置を一定の期間ごとに段階的に緩和するものとする。

6 特定の貨物につき第一項の規定による措置をとる場合又はとつた場合には、フィリピン協定第二十二條5(d)に規定する協議により、政令で定めるところにより、当該貨物以外の貨物で譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は譲許がされていないものにつき新たに譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができる。

7 フィリピンにおいてフィリピン協定第二十二條1の規定による措置（以下この項及び次項において「フィリピンの緊急措置」という。）がとられた場合には、フィリピン協定第二十二條6(b)及び(c)の規定に基づき、政令で定めるところにより、譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。ただし、フィリピンの緊急措置がフィリピン協定第二十二條1の規定によりフィリピンにおける特定の貨物の輸入数量の増加の事実に基づきとられたものであつて、かつ、フィリピンの緊急措置がとられた日から一年を経過していない場合は、この限りでない。

8 前二項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項の規定による措置の補償又はフィリピンの緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするような配慮のもとに行わなければならない。

9 政府は、フィリピン特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

10 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。

11 政府は、第九項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、フィリピン特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、フィリピン協定第二十二条4(a)及び(d)の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間（二百日以内に限る。）を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物についてフィリピン協定附属書一の日本国の表に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする
こと。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率（フィリピン協定の効力発生の日から起算して六年を経過する日の属する年度の末日までは、イに掲げる税率）の範囲内において関税率を引き上げること。

イ 実行税率

ロ フィリピン協定の効力発生の日の前日における実行税率

12 政府は、第九項の調査が終了したときは、第一項の規定による措置をとる場合を除き、前項の規定により課された関税を速やかに還付しなければならない。同項の規定により課された関税の額が、同項の規定による措置がとられていた期間内に輸入される同項の規定により指定された貨物につき、第一項の規定により関税が課されるものとした場合に課される関税の額を超える場合における当該超える部分の関税についても、同様とする。

13 第一項の規定による措置がとられていた貨物については、これらの措置が終了した日からこれらの措置がとられていた期間に相当する期間又は一年間のいずれか長い期間を経過した日以後でなければ、同項又は第十一項の規定による措置を

とすることができない。

14 政府は、フィリピン協定の効力発生の日から起算して十年を経過する日までの間に限り、第一項又は第十一項の規定による措置をとることができる。

15 第八条の九第一項に規定する譲許の便益の適用を受ける物品については、第一項又は第十一項の規定は、適用しない。

16 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(フィリピン協定に基づく関税割当制度)

第八条の九 フィリピン協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で平成二十四年三月三十一日までに輸入するものに適用する。

2 前項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他同項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(軽減税率等の適用手続)

第九条 (省 略)

(用途外使用等の制限)

第十条 (省 略)

(用途外使用等の承認があつた場合の関税の徴収)

第十一条 前条ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けなくて同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、これらの場合に該当することとなつた者から、次の各号

(軽減税率等の適用手続)

第八条の九 同上

(用途外使用等の制限)

第九条 同上

(用途外使用等の承認があつた場合の関税の徴収)

第十条 前条ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けなくて同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、これらの場合に該当することとなつた者から、次の各号に

に掲げる物品の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額の関税を直ちに徴収する。この場合において、当該承認を受けた物品につき使用による減耗、変質その他のやむを得ない理由による価値の減少があつたときは、関稅定率法第十条第一項(変質又は損傷による減税)の規定に準じてその関税を軽減することができる。

一 (省 略)

二 第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けた物品については、特定の用途に供することを要件としない税率により計算した関税の額と当該軽減税率又は当該譲許の便益による税率により計算した関税の額との差額

(関税の免除等を受けた物品の転用)

第十二条 関稅定率法第二十条の三(関税の軽減、免除等を受けた物品の転用)の規定は、第四条の規定により関税の免除を受け、又は第九条第一項の軽減税率若しくは同条第二項の譲許の便益の適用を受けた物品が、その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供され、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡される場合について準用する。

(自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例)

第十三条 (省 略)

(沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除)

第十四条 (省 略)

(税関職員の権限)

第十五条 関稅法第一百五條第一項第五号(製造用原料品等に係る税関職員の権限)の規定は、第四条の規定により関税を免除した場合又は第九条第一項の軽減税率

掲げる物品の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額の関税を直ちに徴収する。この場合において、当該承認を受けた物品につき使用による減耗、変質その他のやむを得ない理由による価値の減少があつたときは、関稅定率法第十条第一項(変質又は損傷による減税)の規定に準じてその関税を軽減することができる。

一 同上

二 第八条の九第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けた物品については、特定の用途に供することを要件としない税率により計算した関税の額と当該軽減税率又は当該譲許の便益による税率により計算した関税の額との差額

(関税の免除等を受けた物品の転用)

第十条の二 関稅定率法第二十条の三(関税の軽減、免除等を受けた物品の転用)の規定は、第四条の規定により関税の免除を受け、又は第八条の九第一項の軽減税率若しくは同条第二項の譲許の便益の適用を受けた物品が、その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供され、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡される場合について準用する。

(自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例)

第十条の三 同上

(沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除)

第十条の四 同上

(税関職員の権限)

第十一条 関稅法第一百五條第一項第五号(製造用原料品等に係る税関職員の権限)の規定は、第四条の規定により関税を免除した場合又は第八条の九第一項の軽減

<p>若しくは同条第二項の譲許の便益を適用した場合について準用する。この場合において、第九條第一項又は同条第二項の規定に係る場合には、同号中「関税の軽減若しくは免除を受けた貨物」とあるのは、それぞれ、「軽減税率の適用を受けた貨物」又は「関税の譲許の便益の適用を受けた貨物」と読み替えるものとする。</p> <p>2及び3 (省略)</p>	<p>税率若しくは同条第二項の譲許の便益を適用した場合について準用する。この場合において、第八條の九第一項又は同条第二項の規定に係る場合には、同号中「関税の軽減若しくは免除を受けた貨物」とあるのは、それぞれ、「軽減税率の適用を受けた貨物」又は「関税の譲許の便益の適用を受けた貨物」と読み替えるものとする。</p> <p>2及び3 同上</p>
<p>(罰則)</p> <p>第十六條 第十條の規定に違反して同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者は、一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第十二條 第九條の規定に違反して同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者は、一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第十七條 第十五條第一項において準用する関税法第二百五條第一項第五号(製造用原料品等に係る税関職員の権限)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第十三條 第十一條第一項において準用する関税法第二百五條第一項第五号(製造用原料品等に係る税関職員の権限)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第十八條 (省略)</p> <p>(犯則事件の調査及び処分)</p> <p>第十九條 (省略)</p>	<p>第十四條 同上</p> <p>(犯則事件の調査及び処分)</p> <p>第十五條 同上</p>
<p>別表第一 暫定関税率表(第二條、第七條の三、第七條の四、第八條の二、第八條の三、第八條の五、第九條関係)</p>	<p>別表第一 暫定関税率表(第二條、第七條の三、第七條の四、第八條の二、第八條の三、第八條の五、第九條の九関係)</p>

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)</p> <p>(相殺関税等が還付される場合の消費税の還付)</p> <p>第十四条 輸入された課税物品のうち次に掲げる規定により当該課税物品に係る関税額の全部又は一部が還付されるものについては、当該還付される関税額に係る消費税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を還付する。</p> <p>一〇六 (省 略)</p> <p>七 関税暫定措置法第七条の十一第十二項(フィリピンの特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付)</p> <p>2及び3 (省 略)</p>	<p>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)</p> <p>(相殺関税等が還付される場合の消費税の還付)</p> <p>第十四条 輸入された課税物品のうち次に掲げる規定により当該課税物品に係る関税額の全部又は一部が還付されるものについては、当該還付される関税額に係る消費税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を還付する。</p> <p>一〇六 同 上</p> <p>2及び3 同 上</p>